

令和7年度 高等学校等学び直し支援金

申請手続きのお知らせ（東京都内の私立高等学校等に通う生徒向け）

高等学校等学び直し支援金は、高等学校等を中途退学した方が、再び都内の私立高等学校等で学び直す際に、高等学校等就学支援金の支給終了後も、継続して授業料に対する支援を受けられる制度です。

※初回の申請受付は**令和7年9月1日から**です。詳細は学校を通じてお知らせいたします。

01 制度の対象となる方（以下の要件全てに当てはまる方）

- 日本国内に住所を有し、高等学校等（修業年限3年未満のものを除く）を卒業または修了していない方
- 高等学校等を中途退学し、平成26年4月以降に学び直し支援金の対象校へ転入学・編入学・再入学した方
- 高等学校等の在学期間が通算36か月（定時制・通信制は48か月。就学支援金支給停止期間を除く）を超えている方
または、単位制の高等学校等で、就学支援金の支給対象単位数が上限（74単位）に達している方
- 学び直し支援金の支給済期間が通算して12か月未満（定時制・通信制は24か月未満）である方
<単位制の高等学校等に再入学等した場合>
- 当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超えていない方

02 支給額

支給額は、算定基準額により異なります。なお、生徒と保護者が都内にお住まいの方には、**学び直し支援金**（国の制度）と**授業料軽減助成金**（都の制度）の**2つの制度**があります。

算定基準額※1 の区分	世帯年収目安※2	対象となる制度及び支給額※3	
A 304,200円以上	①約910万円以上 ②約1,090万円以上	学び直し支援金（国） 【全日制・定時制・通信制（学年制）】 年額 118,800円（月額 9,900円） 【通信制（単位制）】 1単位 4,812円	授業料軽減助成金（都） 【全日制・定時制】 年額 371,200円 【通信制】 年額 157,200円 （生徒と保護者が都内にお住まいの方のみ対象、別途要申請）
B 154,500円以上 304,200円未満	①約590万円以上 約910万円未満 ②約740万円以上 約1,090万円未満	学び直し支援金（国） 【全日制・定時制・通信制（学年制）】 年額 297,000円（月額 24,750円） 【通信制（単位制）】 1単位 12,030円	授業料軽減助成金（都） 【全日制・定時制】 年額 193,000円 （生徒と保護者が都内にお住まいの方のみ対象、別途要申請）
C 154,500円未満	①約590万円未満 ②約740万円未満	学び直し支援金（国） 【全日制・定時制・通信制（学年制）】 年額 297,000円（月額 24,750円） 【通信制（単位制）】 1単位 12,030円	授業料軽減助成金（都） 【全日制・定時制】 年額 193,000円 （生徒と保護者が都内にお住まいの方のみ対象、別途要申請）

※1 保護者等全員の「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額」の合算額

※2 世帯年収目安は、①保護者1人のみに給与収入がある4人世帯（夫婦と子2人）、
②保護者2人ともに給与収入がある5人世帯（夫婦と子3人）をモデルとした場合です。

※3 在学校の授業料（減免のある場合は、減免後の額）が上限

- ・学年制の学校においては、就学支援金の支給を受けている期間は、学び直し支援金は支給されません。
- ・単位制の学校においては、年間支給上限単位数は30単位です。また、同一年度中に就学支援金と学び直し支援金を並行して受給する場合も、就学支援金の支給対象単位数と学び直し支援金の支給対象単位数を合計して30単位までが支給の対象となります。

【都認可通信制】生徒と保護者が都内にお住まいの方へ

都の上乗せ助成制度である「**私立高等学校等授業料軽減助成金**」を受給するためには、**別途申請が必要**です。都認可通信制高等学校の場合、申請受付は10月頃を予定しています。

※**同助成金を過去に受給し、受給回数上限に既に達している場合は申請できません。**

詳細は（公財）東京都私学財団のホームページをご覧ください。東京都私学就学支援金センター
授業料軽減助成金・奨学給付金担当（☎03-5206-7925）までお問合せください。

03 申請方法

(1) 学校から配付される「**学び直し支援金の申請案内**」を確認してください。

- ・学校から対象者へ「学び直し支援金の申請案内」が配付されます。内容を確認し、**必要書類※を封筒に入れて、期限内に学校へご提出**ください。
- ・昨年度以前から継続して都内の私立高校等で学び直し支援金を受給している方は、必要書類を学校へ提出することで手続きは完了します。(2)の手続きは不要です。
- ・申請案内は、学び直し支援金の受給資格が無い方には配付されません。

【※必要書類について】

- ・学び直し支援金の審査では、保護者等の「**住民税課税証明書**」の提出が必要です。住民税については、お住まいの区市町村で手続きをしてください。
- ・保護者等が生活保護を受給している場合は、課税証明書の代わりに「**生活保護受給証明書**」を提出して申請することも可能です。
- ・配偶者控除の適用がある場合は、当該配偶者の課税証明書の提出は不要です。
- ・**期限後申請の場合は、学び直し支援金を受給できません**ので、**学校が定める期限内に申請を完了**ください。
- ・就学支援金等、授業料軽減助成金及び学び直し支援金は、保護者の授業料負担を軽減するために一体的に実施する制度であり、審査情報を必要な範囲内で相互に利用させていただきます。

(2) 申請情報を**LoGoフォーム**に入力してください（令和7年度に新規申請される方のみ）

- ・新規で学び直し支援金対象となる方に、学校から「LoGoフォーム入力マニュアル」と「申請番号通知」が配付されます。
- ・「申請番号通知」に、学び直し支援金のLoGoフォームのURLと二次元コードが記載されています。そこから**LoGoフォームへアクセス**していただき、**必要事項を入力**してください。
- ・学校が定める**期限内に、LoGoフォームの入力を必ず完了**させてください。

申請手続き完了！

(審査後不要となった提出書類は、すべて廃棄させていただきますので、あらかじめご了承ください。)

04 提出物等

①**意向確認書**（学校から配付される申請案内に同封）

②**住民税課税証明書**（受給月が不明な場合は学校にご確認ください）

学び直し支援金の受給月が令和7年4～6月に開始する場合：令和6年度と令和7年度分

学び直し支援金の受給月が令和7年7～翌3月に開始する場合：令和7年度のみ

※**LoGoフォームに必要事項を入力**（令和7年度新規申請の方のみ）

05 家計急変世帯への支援について

学び直し支援金の受給開始後、やむを得ない理由により収入が著しく減少した世帯（家計急変世帯）への支援となります。

対象者：保護者等が、疾病・負傷や自己の責めに帰すべき理由によらない離職等をした場合で、収入要件を満たす方

※ 死亡、定年退職、自己の責めに帰すべき理由による自己都合退職等は含みません。

⇒家計急変制度の利用を希望する場合は、個別に学校へご相談ください。

06 問合せ先

不明点については、東京都私学就学支援金センターまたは在学校にお問合せください。

東京都私学就学支援金センター（平日 午前9：15～午後5：00）

☎03-6743-5011

